別記第117号様式

公　　売　　公　　告

石狩市公告第 **５６** 号
令和８年10月22日

石狩市長　加藤龍幸　　印

下記のとおり、差押財産の公売をすることになりましたので、公告します。
（根拠法令－国税徴収法第95条第１項、第99条第１項、同条第３項、同条第４項）

公売財産、見積価額、公売保証金	売却区分	公売財産 名称、性質、所在、賃借権又は地上権の内容その他	数量	公売保証金	見積価額（最低公売価額）
	1	内訳は別紙「不動産明細」のとおり		不要	5,592,000円
	注意　1　上記売却区分ごとに公売します。入札書は、売却区分ごとに作成してください。 2　見積価額欄に※印のあるものは、その見積価額が該当物件にも貼り付けてあります。				
公売方法		期間入札による			
公売日時	期間入札	令和8年11月4日（水）から令和8年11月6日(金）まで			
	開札	令和8年11月11日（水）　午前9時30分			
公売場所		石狩市役所　納税課事務室（１階）			
売却決定	日時	令和8年12月2日（水）　午前10時00分			
	場所	石狩市役所　納税課事務室（１階）			
買受代金納付期限		令和8年12月2日（水）　午前11時00分			
買受人についての資格その他の要件		国税徴収法第92条及び第108条の該当者は公売に参加できません。			
その他	1　売却決定の日時までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、結果が明らかになった日が、売却決定の日時及び買受代金の納付期限となります。 2　公売財産には、未登記の増築部分があります。				
摘要	◎　配当を受ける者の権利の申出について この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに「債権現在額申立書」によりその内容を当市に申し出てください。 なお、「債権現在額申立書」の用紙は石狩市 納税課 納税担当 に用意してあります。				

※　公告内容のお問合せは、納税課納税担当「15番窓口」になります。　　電話：0133-72-3106

別紙　不動産明細

一　　石狩市花川北４条４丁目　１３番　宅地　２６１．００㎡

一　　石狩市花川北４条４丁目　１３番地　　家屋番号　１３番
居宅　　ブロック造亜鉛メッキ鋼板葺平家建　　５５．８８㎡

外未登記の増築部分　５．１６㎡　あり

以下余白

公売公告別紙

公　売　の　条　件　等

1　公売の方法

公売は、期間入札により、公売財産の売却区分番号ごとに行います。

入札者は所定の入札書により、売却区分番号ごとに入札してください。

2　必要書類の提出期限及び提出方法

(1)　提出期間

令和８年１１月４日（水）から令和８年１１月６日（金）まで

（窓口受付時間　午前９時から午後５時まで）

提出期限までに必要書類の提出が確認できない場合、入札は無効となります。

(2)　陳述書

公売財産が不動産である場合には、暴力団員等に該当しない旨の陳述をする必要がありますので、陳述書を作成して入札書と併せて提出してください。

また、次に該当する事業者は、陳述書と併せて、免許証又は許可証の写しを提出してください。

イ　宅地建物取引業法第３条第１項の免許を受けて事業を行っている者

ロ　債権管理回収業に関する特別措置法第３条の許可を受けて事業を行っている者

(3)　入札書

所定の「公売財産入札書」に住所（所在地）、氏名（名称）、売却区分番号、名称、数量、入札価額、入札年月日を記載します。

記載にあたっては、次の点に注意してください。

イ　住所（所在地）、氏名（名称）

個人の場合　～　**住民登録上**の住所・氏名

法人の場合　～　**商業登記簿上**の所在地・商号

ロ　訂正や抹消された入札書は無効となりますので、新たな入札書を使用してください。

ハ　入札書を入札書提出用封筒に入れ、糊付けしてください。

一つの入札書提出用封筒に封入できるのは、入札書１枚のみです。

ニ　**一度提出した入札書は、入札期間内であっても、引換え、変更又は取消しすることはできません。**

また、同一人が同一の売却区分番号について２枚以上の入札書を提出したり、陳述書の提出が無い場合は、その入札書はいずれも無効となります。

ホ　**入札期間を経過した後に提出された（到着した）入札書はすべて無効**となりますので、郵送する場合は所要の日数を見込んだ上で郵送してください。

ヘ　入札書の記載に当たって、字体は鮮明に記載し、記載に誤りがあったときは訂正や抹消をせず、新たな入札書を作成してください。入札書に記載漏れや、訂正、抹消等の不

備がある場合には入札を取り消します。

3　買受人の制限

原則として、どなたでも公売に参加することができます。ただし、次に該当する方は公売財産を買い受けることはできません。

⑴ 滞納者本人等、国税徴収法第92条（買受人の制限）の規定に該当する者

⑵ 公売による売却の実施を妨げる行為をした者等、国税徴収法第108条（公売実施の適正化のための措置）の規定に該当する者

⑶ 公売財産が農地の場合等、公売財産の買受人について、一定の資格その他の要件を必要とする場合に、これらの資格を有しない者（買受適格証明書の提出ができない者など）

⑷ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者

4　開札

開札年月日　令和８年１１月１１日（水）　午前９時３０分

開札は、入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

入札結果は、開札後に入札者全員に電話連絡します。

5　最高価申込者の決定

決定年月日　令和８年１１月１１日（水）　午前１０時００分

最高価申込者の決定は、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高価の価額である者に対して行います。

6　最高価申込者の取消し

最高価申込者が暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者であると認められる場合は、最高価申込者の決定を取り消します。

7　追加入札

開札の結果、最高価となるべき者が２人以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、追加入札の価額がなお同額のときは、くじ引きで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札は、期間入札の方法により行います。追加入札の日程等については、次のとおりです。

⑴　入札期間及び場所

令和８年１１月１８日（水）から令和８年１１月２０日（金）まで

（窓口受付時間　午前９時から午後５時まで）　　石狩市役所

⑵　開札の日時及び場所

令和８年１１月２５日（水）午前９時３０分　　石狩市役所　納税課事務室（１階）

⑶　最高価申込者の決定の日時及び場所

令和８年１１月２５日（水）午前１０時００分　　石狩市役所　納税課事務室（１階）

⑷　売却決定の日時及び場所

令和８年１２月１６日（水）午前１０時００分　　石狩市役所

⑸　買受代金の納付期限

令和８年１２月１６日（水）午前１１時００分

おって、追加入札に当たっては、以下の留意事項を確認の上、行ってください。

イ　追加入札の入札価額は、追加入札の基因となった入札価額以上の価額としなければなりません。

ロ　追加入札をすべき者が入札しなかった場合又は追加入札の価額がその追加入札の基因となった追加入札の額に満たない場合には、国税徴収法第 108 条（公売実施の適正化のための措置）の規定が適用される場合があります。

8　売却決定

決定年月日　令和８年１２月２日（水）　午前１０時００分

売却決定は、入札書の「入札価額」の欄に記載された金額により行います。

なお、売却決定の日までに、買受人が暴力団員等に該当しないことの調査の結果が明らかにならない場合は、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が変更されます。

9　買受代金の納付

買受人は、売却決定を受けた後、公売公告兼見積価額公告の「買受代金の納付期限」までに買受代金の全額を所定の納付書「納入通知書兼領収証書」により、指定の金融機関（又は石狩市役所内の北海道信用金庫派出所）で振り込んでください。

納付期限　令和８年１２月２日（水）　午前１１時００分

10　権利移転等の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したとき（所有権の移転について法令の規定等により許可等を要するものは、関係機関の許可等があったとき）に公売財産の権利を取得しますので、代金納付（許可）後に生じた財産のき損、盗難及び焼失等による損害の負担は、買受人が負うことになります。

11　権利移転の手続

権利移転の登記または登録を請求することのできる財産（不動産等）は、買受人の請求により当市が関係機関に対し、その登記又は登録の嘱託を行うことになりますので、買受人は必要書類を添付の上、速やかに当市に対して、権利移転の登記又は登録の請求を行ってください。

なお、所有権の移転について、農地法その他の法令の規定により関係官庁又は特定の者の許可、承認等を必要とする場合は、所有権移転手続きに際して、その証明書を提出してください。

おって、公売財産の権利移転手続きに必要な登録免許税は買受人の負担となります。

12　適格請求書（インボイス）の交付

公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合は、買受人の求めに応じて、石狩市が適格請求書を交付します。

なお、公売財産がインボイス発行事業者の所有する消費税課税財産の場合には、公売公告にその旨記載していますので、ご確認ください。

13　売却決定の取消し

次に該当する場合は、買受人に対して行った売却決定を取り消します。

⑴　買受代金の納付前に、市税完納の事実が証明されたとき

⑵　買受代金を納付期限までに納付しないとき

⑶　国税徴収法第 108 条第２項の規定が適用されたとき

14　買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に滞納者等から不服申立て等があった場合は、最高価申込者及び買受人は、その不服申立て等がされている間は、入札又は買受申込みを取り消すことができます。